

女性天皇と女系天皇

令和7年3月15日

神部龍章

目次

概要	-----	3
はじめに	-----	4
第1章 皇室典範が定める皇位継承権	-----	5
第1節 愛子内親王殿下		
第2節 日本国憲法と皇室典範		
第3節 女性への差別撤廃に関する国際的な視点		
第2章 女性天皇	-----	7
第1節 第33代推古天皇		
第2節 第35代皇極天皇・第37代齊明天皇		
第3節 第41代持統天皇		
第4節 第43代元明天皇		
第5節 第44代元正天皇		
第6節 第46代孝謙天皇・第48代稱徳天皇		
第7節 第109代明正天皇		
第8節 第117代後桜町天皇		
第9節 女性天皇に関する考察		
第3章 女系天皇	-----	14
第1節 女系天皇とは		
第2節 英国王室の例		
第3節 皇位継承の危機（第26代継体天皇の登場）		
第4節 『日本書紀』の記載に基づく女系天皇に関する考察		
第5節 政府見解に基づく女系天皇に関する考察		
まとめ（「結論」）	-----	21
参考文献	-----	22
参考資料	-----	23

概要

愛子内親王殿下（愛子さま）は、国民から深く尊敬・敬愛されている上皇様、天皇陛下の直系のお血筋であり、お人柄、ご品格、皇族としてのご自身のお立場に対するお考え、さらには常に国民に寄り添っておられるお姿など、すべてが素晴らしいお方である。憲法が定める「国民の象徴」としてのお立場を率先して実践されてきた上皇様や今上天皇のお考えをしっかりと受け継がれており、次の天皇に一番ふさわしいお方である。国民の大多数の皆さま方が心の中では女性天皇の実現を望んでおられるのではないかとも思料する。しかし、すでに皆様ご承知のとおり、愛子さまは皇位継承権をお持ちではない。ただし、政府見解では「憲法においては、憲法第二条に規定する世襲は、天皇の血統につながる者のみが皇位を継承するということと解され、男系、女系、両方がこの憲法においては含まれるわけではない。」と明確に答弁している。すなわち、女性天皇だけでなく、女系天皇であっても憲法上何ら問題はない。

初代神武天皇から現在の今上天皇まで 126 代の天皇が即位されており、その中で女性天皇 8 名が実在した。770 年、稱徳天皇の崩御後、道教問題の教訓等により、女性天皇が一切擁立されない時代が続いたが、1629 年、後水尾天皇が江戸幕府からの干渉を嫌い突如退位され、860 年ぶりに女性天皇が復活した。江戸時代に女性天皇が一度復活した事実は見逃せない。現在こそが女性天皇の再復活のときだ。現在の皇室典範における皇位継承の規定は、史実に反する合理的な説明のできない規定だ。少なくとも「皇位は、皇統に属する男系の男女が、これを継承する。」と改め、女性天皇を認めることが必要不可欠だ。

「女系天皇」とは、天皇の男女を問わず、その母親が天皇家の血筋の方で、かつ父親が他家の血筋の方の場合、その方が天皇に即位された場合の天皇のことを意味する。つまり、母親だけが天皇家の血筋の方をいう。初代神武天皇から現在の今上天皇まで 126 代の天皇が即位されたが、全員「男系天皇」（父親が天皇家の血筋の方）のため、歴史上女系天皇は一人もいない。皇位は、男系継承が固く守られ、一つの系統の血筋が受け継がれているとされており「万世一系」の考え方を基本とする。男系継承の極めて長い歴史上の重みは誰もが無視できない。

歴史上 1 度だけ皇位継承の危機があった。57 歳まで地方豪族として在野にいらした第 26 代継体天皇は、突然、朝廷からの要請を受け天皇に即位された。第 15 代応神天皇の 5 世孫とされるが、『日本書紀』の記述によれば、即位後 20 年間もの期間、他の場所で過ごされた。皇室直系の血筋を持つ手白香皇后との間に生まれた皇子が成人し、第 29 代欽明天皇が誕生し、天皇家直系のお血筋を引く方であるという理由で受け入れられた。その考え方に基くと、欽明天皇は「女系天皇」であるということになる。大和の人々の心情として重要であったことは、男系男子云々ということではなく、天皇家直系のお血筋を引く方であるか否かという点であった。つまり、天皇家直系のお血筋を引いていることが優先されたのだ。

将来的には男系男子に該当する方は悠仁親王さまお一人となる。したがって、今後の皇位継承を安定させるには、一定のスピード感をもって臨む必要がある。なぜならば、現在、皇室を守っておられる方々は限られている。かつては、一夫多妻制のもと、天皇家においても、現在と比べると男子の子宝に恵まれる機会は圧倒的に大きかったが、現代社会では一夫多妻制が認められることは絶対にありえない。代々必ず子宝に恵まれ、男子のみが皇位を脈々と継承するという考えは成り立たない。皇室の安定した将来が見通せなくなってしまう。現在、上述の皇位継承の危機があった時代よりもさらに厳しい状況にあることを直視すべきだ。継体天皇のような男系男子の遠縁のお血筋の方は、孝明天皇（明治天皇の父親）までさかのぼっても誰もいらっしやらない。

私は、歴史を探求する目的は、過去の経験や教訓を活かし、将来の指針とすることにあると考える。女系天皇も実際に存在されたのであれば、何の躊躇も必要ない。重要なことは「国民的議論」である。

はじめに

本稿は、「女性天皇と女系天皇」と題し、女性天皇と女系天皇について考察する。最初に、女性天皇については、歴代天皇において、実際に8名の方が女性天皇であったことに着眼し、各天皇が即位した歴史的背景、在任中に果たされたご功績などについて確認した後に、現代社会における女性天皇の擁立の可否について考察する。次に、女性天皇とは一字違いだが、その意味が大きく異なる「女系天皇」についても、歴史的事実の検証を通じ、独自の観点から史実を明らかにした上で、女系天皇に関する基本的な考え方を整理していきたいと考えている。

憲法が定めるとおり、現代社会において天皇は国民の象徴である。日本国憲法第二条〔皇位の世襲〕に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と定められている。皇室典範（昭和22年法律第3号）は、戦後、憲法の規定に基づき、国会の議決した法律として制定された。内容は、明治時代の1889年、大日本帝国憲法のもとで制定された「旧皇室典範」の流れを継承している。皇室典範第一条には、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定められており、明治時代以降、皇位は男系男子に限られることとなった。

私は、歴史を探究する目的の一つとして、史実を明らかにすることで様々な事実を学び、それらを今後の指針とすることが重要であると考え。まったく前例のないことについて、多角的に検証した上で、そこから新たな方針を英断する姿勢も必要であるが、長い歴史の中で育まれてきた事項などについては、まずは史実の確認から開始し、それを根拠として考察を進める方法が最も多くの人々に受け入れてもらいやすい手法であると思料する。

女性天皇については、歴史上8名の方が実在したことがわかっているので、個々に、それぞれの時代背景等を確認し、現代社会における皇室典範の規定について、その合理性の有無について考察し、今後のあるべき姿を提唱したい。

女系天皇については、初代神武天皇から現在の第126代今上天皇までの長い歴史の中で、皇位は、男系継承が固く守られ、一つの系統の血筋が受け継がれていると言われ、いわゆる「万世一系」の考え方が基本とされる中、「本当に何事もなく粛々と受け継がれ、皇位継承の危機は何もなかったのか?」、そして「将来においても皇位継承の危機は招くことはないのか?」という観点に立ち、史実の確認を通じて、検証し、考察を行い、今後の指針を提唱したい。

日本国憲法第一条〔天皇の地位と主権在民〕では「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定められている。最も重要なことは、私たち国民一人ひとりが皇位継承の問題に関心を持ち、「国民の総意」とは何かを真剣に考えることである。本稿がその一助となれば、皇室を敬愛する研究者として大きな喜びである。

令和7年3月15日

作家・歴史研究家

神部龍章

第1章 皇室典範が定める皇位継承権

第1節 愛子内親王殿下

愛子内親王殿下（以下「愛子さま」と表記）は、2001年12月1日、今上天皇の長女としてお生まれになり、2021年に成年皇族の一員になられた。愛子さまは、成年皇族となられた際に、「これからは成年皇族の一員として、一つ一つのお務めに真摯に向き合い、できる限り両陛下をお助けしていきたいと考えております。そして、日頃から思いやりと感謝の気持ちを忘れず、小さな喜びを大切にしながら自分を磨き、人の役に立つことのできる大人に成長できますよう、一步一步進んでまいりたいと思います」¹と述べられた。また、当時、日本国内で蔓延していた新型コロナウイルスについても言及され、「多くの方が亡くなられたことに胸が痛みます。現在も大勢の方々が厳しい生活を送られていることと案じています」と記し、「全ての方に、平穏で彩り豊かな暮らしが一日も早く訪れることを願うとともに、また以前のように皆様とお会いし、お話できるようになる日を楽しみにしております」と結ばれている。

こうしたお話から、愛子さまが日頃から思いやりと感謝の気持ちを忘れず、ご自身の果たすべき役割を強くご認識され、ご自分を律し、一つひとつのご公務に真摯に向き合い、両陛下をお助けし、ご自身も一步一步進んでいっておられるとともに、常日頃から国民に寄り添う姿勢をお示しされていることがはっきりと私たち国民一人一人にも伝わってくる。

2024年4月からは、日本赤十字社（本社・東京都港区）の嘱託職員として勤務を開始された。その際に、愛子さまは、宮内庁を通じ、「日頃から関心を寄せている日赤の仕事に携われることをうれしく思うと同時に、身の引き締まる思いが致します。これからも様々な学びを続け、一社会人としての自覚を持って仕事に励むことで、微力ではございますが少しでも人々や社会のお役に立つことが出来ればと考えております」²との気持ちを示された。

愛子さまは、国民から深く尊敬され、敬愛されている上皇様、天皇陛下の直系のお血筋で、お人柄、ご品格、皇族としての自身のお立場に対するお考え、さらに常に国民に寄り添っておられるお姿など、すべてが素晴らしいお方である。憲法が定める国民の象徴としてのお立場を率先して実践されてきた、上皇様、そして今上天皇のお考えをしっかりと受け継がれており、個人的に次の天皇に一番ふさわしいお方であると思ひ、その実現に向けた道が開かれることを願っている一人だ。また、私だけではなく、正に、国民の大多数の皆様方が心の中では女性天皇の実現を望んでおられるのではないかともし料する。

第2節 日本国憲法と皇室典範

皆様がすでに承知のとおり、愛子さまは皇位継承権をお持ちではない。現在の皇位継承権については、第一位・秋篠宮皇嗣殿下（秋篠宮さま）、第二位・悠仁親王殿下（ひさひとさま）、第三位・常陸宮正仁親王殿下（常陸宮さま、現在の今上天皇の叔父様）の3名の方々である。

日本国憲法第二条〔皇位の世襲〕に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と定められている。皇室典範（昭和22年法律第3号）は、戦後、憲法の規定に基づき国会の議決した法律として制定されたものであるが、内容は、明治時代の1889年、大日本帝国憲法のもとで制定された「旧皇室典範³」の流れを継承している。

¹（出典）NHK WEB ニュース（2021年12月1日）「天皇皇后両陛下の長女 愛子さま 20歳の誕生日 成年皇族に」

²（出典）FNN プライムオンライン「愛子さま日本赤十字社に就職へ 学習院大学ご卒業後」より2024年1月22日

³ 明治時代に定められた「皇室典範」は、法律ではなく、天皇家の家憲として定められていた。本稿では、法律として定められている現在の皇室典範と混同しないよう、「旧皇室典範」と称する。

皇室典範第一条には「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定められている。明治時代に皇位は男系男子に限られることが明文化された。明治になり天皇は立憲君主制の頂点に立ち、国を統率する方という位置づけであったことなどが重視された結果であると考えられる。

宮内庁のホームページ「天皇系図」⁴に歴代の天皇に関する詳細な系図が掲載されている。皇室のあり方について議論が行われる際には、まずは、この天皇系図をご覧くださいことをお勧めする。系図が物語る歴史的背景は、将来展望を考える上で、基礎になるものと思料する。

さて、日本国憲法第一条〔天皇の地位と主権在民〕には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定められている。特に「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」というところが大切だ。国会議員や一部の有識者の先生方に何もかも任せるのではなく、私たち国民一人ひとりが関心を持って、「国民の総意」は何かということを考えることが最も重要である。

【参考】日本国憲法（抜粋）

第一章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

【参考】皇室典範（昭和二十二年法律第三号）（抜粋）

第一章 皇位継承

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第3節 女性への差別撤廃に関する国際的な視点

2025年1月29日、女性への差別撤廃を目指す国連の委員会が、昨年、日本政府に対し、皇位は男系の男子が継承すると定めている皇室典範を改正するよう勧告したことについて、政府は女性への差別にはあたらないとし、日本の拠出金を委員会の活動に使わないよう求める異例の対応をとった旨のニュースが流れた。外務省の報道官は、記者会見で「皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇位継承の資格が男系男子に限定されていることは女子に対する差別には該当しない。皇位継承のあり方は国家の基本に関わる事項で、委員会で皇室典範を取り上げることは適当ではない」と指摘した。

確かに、皇位継承のあり方は国家の基本に関わる事項なので、国連の委員会が取り上げるべき事項ではないという主張は最もであるが、皇位継承の資格が何故、男系男子に限定されているのかについては、何も言及していない。皇位継承に関する研究者の大川 真⁵は、男女参画、ダイバーシティが、当たり前の社会規範となっている今、「男尊女卑」という未だ滅亡していない負の「伝統」（悪習）からきっぱりと縁を断ち切って、現在の社会規範を参照しつつ、未来にわたっても適用可能な皇位継承のルールを作る必要があろうと述べているが、正にその指摘のとおり、国際的な視点でみると違和感があることに変わりない。

⁴ 宮内庁ホームページ「天皇系図」<https://www.kunaicho.go.jp/about/kosei/keizu.html>

⁵ （出典）「18・19世紀における女性天皇・女系天皇論」大川 真（中央大学）

第2章 女性天皇

本章においては、即位された順に歴代の女性天皇について確認し、それぞれの天皇の当時のご活躍のほか、問題点にも言及したい。

第1節 第33代推古天皇

第33代推古天皇は、父親が第29代欽明天皇、母親が蘇我稲目⁷の娘で、在位592年～628年。推古天皇は、39歳で即位され、75歳で崩御されるまでの36年間に治められた。2代前の第31代用明天皇は、聖徳太子の父親で585年に即位されるが、わずか2年後に病気で崩御される。その後、第32代崇峻天皇が即位されるが、当時権勢をふるう蘇我馬子と対立し、蘇我氏に暗殺されるという大事件が発生する。そうした中、蘇我馬子に推挙された推古天皇が即位され、歴史上最初の「女性天皇」が誕生した。

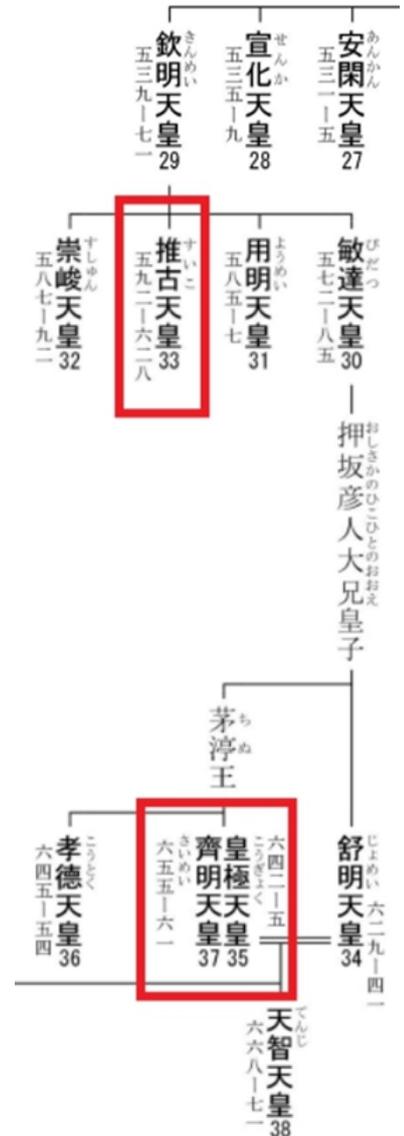
推古天皇は、蘇我馬子の意向が強く反映されて史上初の女性天皇が誕生したという経緯があるが、彼女の甥の聖徳太子⁸が摂政として天皇を支えたことなどにより、その治世は36年間に及び、著名な天皇のおひとりだ。

第2節 第35代皇極天皇・第37代齊明天皇

第35代皇極天皇は、父親が茅渟王（ちぬおう）という皇族、母親が吉備姫王（きびひめのおおきみ）⁹で、第30代敏達天皇のひ孫にあられる。第34代舒明天皇の皇后でいらっしやったが、舒明天皇の崩御後、642年に第35代天皇として即位された。在位642年～645年。歴史上、二人目の女性天皇だ。その時代、蘇我蝦夷（そがのえみし）・入鹿（いるか）父子¹⁰が強権力をふるっており、蘇我氏は舒明天皇の崩御後、古人大兄皇子（ふるひとのおおえのおうじ）¹¹の即位を企てるが、反蘇我派がこれに対抗し、皇極天皇が即位された。

645年、中大兄皇子（なかのおおえのおうじ）¹²と中臣鎌子（なかとみのかまこ）¹³らが蘇我父子を打ち、蘇我氏を滅ぼした。歴史上有名な「大化の改新」である。皇極天皇は、大化の改新後、弟に譲位され、第36代孝徳天皇が即位された。また、同時に息子の中大兄皇子を皇太子とした。654年、孝徳天皇が崩御された。本来は、皇太子の中大兄皇子が即位されるべきところであるが、皇太子の奏請により、史上初めて母親（第35代皇極天皇）が重祚¹⁴されることとなり、第37代齊明天皇が誕生した。在位655年～661年。

図1 天皇系図
(第27代～第38代)⁶



⁶ 宮内庁「天皇系図」より抜粋・一部加工。

⁷ 蘇我稲目は、蘇我馬子の父で、当時の最有力豪族。

⁸ 聖徳太子による「冠位十二階」の設定や「十七条憲法」の制定などの取り組みは広く知られているとおり。

⁹ 吉備姫王は、欽明天皇の孫。

¹⁰ 蘇我蝦夷は、蘇我馬子の子、蘇我入鹿は、蝦夷の子。

¹¹ 古人大兄皇子は、父親が第34代舒明天皇、母親が蘇我馬子の娘。

¹² 中大兄皇子は、後の天智天皇。父親は、第34代舒明天皇、母親は、第35代皇極天皇。

¹³ 後の藤原鎌足（かまたり）。

¹⁴ 「重祚」とは、退位した天皇が重ねて踐祚（せんそ、天皇の位を継承）することを意味する。天皇に即位された方が譲位された後に、再び天皇に即位されることだ。歴史上、重祚の事例は2件しかなく、1例目はこの事例。2例目は第48代称徳天皇の事例であり、ともに女性天皇。

齊明天皇の在位中、朝鮮半島では新羅の勢力が強まり、友好国の百済から救援支援の要請を受け、661年、天皇自らが筑紫に出陣し、朝倉宮（現在の福岡県朝倉市）を本営とされ、朝鮮出兵の準備を進められたが、同年7月に病のため崩御された。

第3節 第41代持統天皇

第41代持統天皇は、父親が第38代天智天皇、母親が遠智娘（おちのいらつめ、蘇我倉山田石川麻呂の娘）¹⁶、第40代天武天皇の皇后。天武天皇の崩御後、第41代天皇として即位された。在位690年～697年。

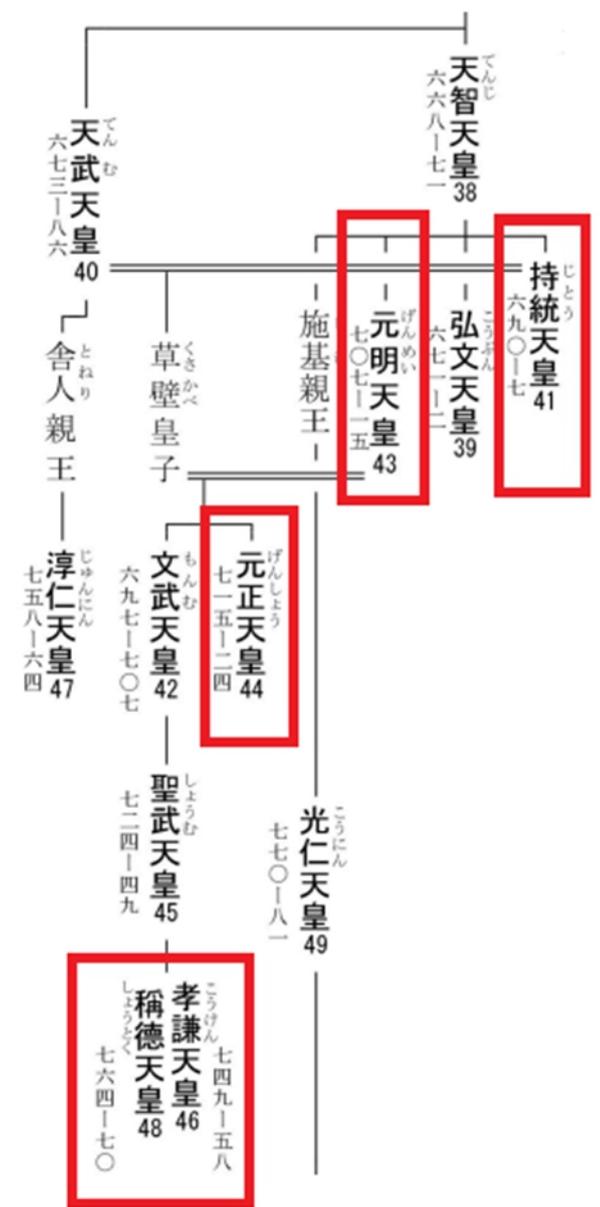
大化の改新を成し遂げた中大兄皇子は、第38代天智天皇となり、天皇を補佐する実弟の大海人皇子（おおあまのおおじ、後の第40代天武天皇）と政務を進めておられたが、ご自身の息子の大友皇子（おおとものおおじ）が成長されるにつれて、次第に息子を後継者にすることを望まれ、その結果、実弟の大海人皇子と確執が生まれることとなった。

天智天皇は、息子に皇位を継承させるために「不改常典（ふかいのじょうてん）¹⁷」を定められ、「皇位継承は嫡子相続が必定」とする考え方を明確に示されたと伝わる。これは文章としては残っていないものの、皇位継承について「直系継承を規定した法」とされ、この考えは後世の皇位継承に大きな影響を与えるものとなる。

天智天皇の崩御後、大友皇子（第39代弘文天皇）がその後を継がれるが、672年、大海人皇子による「壬申の乱」が起こり、大友皇子が自害され、勝利した大海人皇子が天武天皇として即位される。特に持統天皇は妻として夫の大海人皇子を助け、壬申の乱での勝利にも大きく貢献したと伝わる。

持統天皇は、天武天皇の崩御後、息子の草壁皇子を助けておられたが、689年、その皇子がお亡くなり、その後、飛鳥浄御原令を施行し、690年に即位された。持統天皇は、歴代8名10代いらした女性天皇の中でも、特に国政に尽力され、諸制度を整備し、律令国家の確立に努められたことで著名な天皇だ。3人目の女性天皇の誕生である。

図2 天皇系図
(第38代～第49代)¹⁵



¹⁵ 宮内庁「天皇系図」より抜粋・一部加工。

¹⁶ 遠智娘（おちのいらつめ）は、蘇我入鹿の従兄弟の蘇我倉山田石川麻呂の娘。

¹⁷ 天智天皇は、息子（大友皇子（第39代弘文天皇））に皇位を継承させるために「不改常典」（ふかいのじょうてん、別の読み方に、かわるまじきつねののり、あらたむまじきつねののり）を定めて、「皇位継承は嫡子相続が必定」とする考え方を明確に示されたと伝わる。文章としては残っていないが、皇位継承について直系継承を規定した法としてみる説が有力。

694年、天武天皇が造営を始められた「藤原京」を完成させ、遷都を果たされた。藤原京は、我が国初の計画都市として造営された都であるが、これを女性天皇が成し遂げられた。持統天皇は、697年、皇位を孫の文武天皇（第42代天皇）に譲られるが、天皇がまだ15歳の若さで即位されたこともあり、自ら「太上（だいじょう）天皇」として天皇の政治を助け、「大宝律令」の編纂に取り組みされた。

701年、大宝律令が制定された。持統天皇は、夫の天武天皇の考えを受け継ぎ、諸制度を整備し、律令国家の確立に努めることを生涯でご自身の果たすべきお役目として精力的に進められた結果、遂に集大成の「大宝律令」を制定され、歴史上の一大事業を成しえた。その翌年、崩御された。正に天皇を中心とする法典に基づく律令国家の礎を築かれた歴史上の偉人である。推古天皇と同様、小学校の教科書にも登場される著名な天皇のうちのおひとりだ。なお、百人一首においては女性の歌人は全部で21名の方がいらっしゃるが、そのほとんどは、宮仕えの女房が多く、女性天皇としては、唯一、持統天皇おひとりが採用されている。「春すぎて夏来にけらし白妙の衣ほすてふ天の香具山」

第4節 第43代元明天皇

第43代元明天皇は、父親が第38代天智天皇、母親が姪娘（めいのいらつめ、蘇我倉山田石川麻呂の娘）¹⁸。草壁皇子（天武天皇と持統天皇の子）と結婚され、第42代文武天皇と第44代元正天皇の母親にあられる方である。在位707年～715年。

持統天皇が譲位され、若くして文武天皇が即位されたことについては上述のとおりであるが、天皇はご病弱でいらっしゃる、わずか25歳で崩御された。天皇には、首皇子（おびとのおうじ、後の聖武天皇）という息子がいらしたが、わずか6歳であり、直ちに即位されるには幼すぎた。

時の権力者の藤原不比等¹⁹は、文武天皇と自分の娘との間に生まれた首皇子の成長後における天皇継承を確保するため、天智天皇が定められた「不改常典」を掲げ「皇位継承は嫡子相続が必定」とする考え方を展開し、異論を唱える者を抑えた。このとき、幼少の皇子が成長するまでの中継ぎ役として、崩御された文武天皇の母親を推挙し、元明天皇が女性天皇として誕生した。4人目の女性天皇の誕生だ。在位中は、藤原不比等が政務を進め、708年、本格的な貨幣である「和銅開珎」の鑄造などが行われた。

第5節 第44代元正天皇

第44代元正天皇は、父親が草壁皇子、母親が第43代元明天皇。715年、36歳のときに母親から譲位され、天皇に即位された。在位715年～724年。このとき首皇子がまだ15歳でいらしたことから、元明天皇の長女である氷高皇女（ひだかのおうじょ）の落ち着いた考え深いお人柄が見込まれ、母親の後を引き継がれることとなり、元正天皇として2代続いて女性天皇が即位された。5人目の女性天皇の誕生だ。

元正天皇は、母親である元明天皇の意向を引き継ぎ、先の天皇と同じく、中継ぎ役として「皇位継承は嫡子相続が必定」とする考えを引き続き実現させるため、そのお役目を果たされた。天皇の在任中、720年に藤原不比等が没し、彼は、強く望んでいた聖武天皇の即位を生前に目にはできなかった。翌年の721年には上皇（母親）もお亡くなりになり、政権の後ろ盾のおふたりが相次いでお亡くなりになったが、その後、長屋王という皇族が実質的に政務を担い、天皇をお支えた。724年、元正天皇が譲位され、ついに第45代聖武天皇²⁰が即位された。

¹⁸ 姪娘（めいのいらつめ）は、蘇我入鹿の従兄弟の蘇我倉山田石川麻呂の娘。

¹⁹ 藤原不比等は、藤原鎌足の子。持統天皇が手掛けた大宝律令の制定にも参画した。

²⁰ 聖武天皇は、仏教を厚く保護し、奈良の大仏を作った方として、小学校の教科書にも登場される有名な天皇。

第6節 第46代孝謙天皇・第48代稱徳天皇

第46代孝謙天皇は、父親が第45代聖武天皇、母親が光明皇后（藤原不比等の娘）との間の一人娘で、21歳で初の女性皇太子となられた。彼女が32歳のときに聖武天皇が譲位され、天皇に即位された。在位749年～758年。6人目の女性天皇の誕生だ。

孝謙天皇の在位中、藤原仲麻呂（藤原不比等の孫）の権力が強まり、758年、仲麻呂が後見する皇太子の大炊王（おおいおう）に譲位されることになり、大炊王は第47代淳仁天皇として即位される。天皇は、第40代天武天皇のお孫さんだ。

762年、孝謙上皇が病に臥せった折、道鏡という僧が看病に当たり、病を癒したことから上皇の寵愛を得るようになるが、これに反発した仲麻呂との間で対立が生まれ、上皇と仲麻呂との対立は深まる一方となった。764年、仲麻呂が反乱を企てるが失敗に終わり、後ろ盾を失った淳仁天皇が廃され、孝謙上皇が重祚され、第48代稱徳天皇として即位された。歴史上2回目の重祚の事例だ。在位764年～770年。

稱徳天皇は即位後、道鏡を太政大臣・僧に任じて政治に関与させるとともに法王の位も授けた。また、皇太子を定めなかったため、混乱が続発した。道鏡は、自身への皇位の継承までも望んでいたが、770年に稱徳天皇が崩御され、後ろ盾を失い、その後、下野薬師寺に左遷された。

稱徳天皇の時代に、寵愛を受けた道鏡が恐れ多くも皇位の継承まで望むようなことがあったことなどが影響し、それ以降、江戸時代初期に第109代明正天皇が即位されるまでの長い期間、女性天皇が即位されることがなくなかった。道教の問題が起こるまでは、女性天皇は普通に誕生していた訳であるが、このときの教訓がその後の皇位継承に大きな影響を与える結果となり、皇位継承に関しては大きな歴史的転換点となった。

第7節 第109代明正天皇

第109代明正（めいしょう）天皇は、江戸時代初期の女性天皇で、父親が第108代後水尾天皇、母親が徳川秀忠の娘和子（東福門院）。在位1629年～1643年。第48代稱徳天皇以降、860年ぶりに女性の天皇が誕生した。7人目の女性天皇の誕生だ。彼女の父親の後水尾天皇は、幕府からの朝廷に対する干渉に反発され、病気を理由に突如譲位されるが、そのとき、おふたりの皇子がいずれも早世されていたので、長期間に渡り続いた慣習を破り、内親王が第109代明正天皇として即位されたのだ。

徳川幕府においては、徳川の血を引く天皇の実現を望んでいた訳であるが、後水尾天皇が突然内親王に譲位されることはまったく想定していなかったもので、突如明正天皇が誕生したことは、幕府としても意外な出来事であった。明正天皇の即位により、天皇家と幕府との関係が一層深いものとなり、幕府の手厚い庇護の下、朝廷は幕府との関係を進めていくことになった。明正天皇は、天皇家と徳川幕府との関係を深めるためのいわゆる橋渡しとしてのお役目を果たされた。

第8節 第117代後桜町天皇

第117代後桜町天皇は、江戸時代中期の天皇で、父親が第115代桜町天皇、母親は関白二条吉忠の娘の二条舎子（青綺門院）。在位1762年～1770年。1762年、第116代桃園天皇が崩御され、英仁（ひでひと）親王（後の第118代後桃園天皇）がまだ幼少でいらしたことから、いわゆる中継ぎ役として、第117代天皇として即位された。後桜町天皇は、歴史上8名10代の女性天皇の中で、最後の方だ。今から260年以上も前のことになる。

図3 天皇系図
(第108代～第113代)²¹



図4 天皇系図
(第114代～第121代)²²



²¹ 宮内庁「天皇系図」より抜粋・一部加工。

²² 宮内庁「天皇系図」より抜粋・一部加工。

第9節 女性天皇に関する考察

我が国の歴史上実在した8名10代の女性天皇が即位された時代背景とそれぞれの方が果たされたお役目などを改めて整理すると概要以下の表のとおりである。

最初に注目すべきことは、推古天皇や持統天皇のように小学校の教科書にも登場される歴史上の女性天皇が実際にいらしたことがあげられる。また、長い皇室歴史の中で「重祚」とよばれる事象はわずかに2回しかないが、この2回がいずれも女性天皇の即位であったこと（第35代皇極天皇・第37代齊明天皇、第46代孝謙天皇・第48代稱徳天皇）も重要な歴史的事実である。

藤原不比等は、天智天皇が定められた「不改常典」の考えに基づき、「皇位継承は嫡子相続が必定」とする考え方を展開した。この結果、中継ぎ役としてのお立場であったが、不改常典を維持することに貢献された女性天皇（元明天皇、元正天皇）がいらした。さらに、江戸時代初期には、徳川家の血筋を引く明正天皇が即位され、朝廷と幕府との関係を強化されたほか、江戸時代中期の後桜町天皇も中継ぎ役のお役目を果たされており、それぞれの時代において重要な役割を果たして来られた。

一方、稱徳天皇の時代に寵愛を受けた道鏡が恐れ多くも皇位の継承まで望むようなことがあったことなどが影響し、それ以降、江戸時代初期に第109代明正天皇が即位されるまでの長い期間、女性天皇が即位されることがなくなったという史実があり、これは重く受け止める必要がある。しかし、稱徳天皇の治世を引き合いに出し、女性天皇はふさわしくないと主張することは滑稽の極みである。なぜならば、現代社会において、そのようなことが再度起こることはあり得ないからだ。

女性天皇について、時代の流れに沿って整理すると、大きく分けて、次の4つの時代に区分される。

<1> 女性天皇が擁立されていた古代（第33代推古天皇即位から第48代稱徳天皇崩御まで）

推古天皇が即位された592年から奈良時代の稱徳天皇が崩御された770年までの180年近くの期間は、様々な理由に基づき、女性天皇が普通に即位されていた時代であった。

<2> 女性天皇が一切擁立されなかった中世（第49代光仁天皇即位から第108代後水尾天皇退位まで）

稱徳天皇が崩御され、光仁天皇が即位された770年から後水尾天皇が江戸幕府からの干渉を嫌い突如退位された1629年までの約860年間、道教問題の教訓などにより、女性天皇が一切擁立されない時代が続いた。

<3> 女性天皇が復活した江戸時代（第109代明正天皇から江戸時代の終わりまで）

明正天皇が即位され、約860年ぶりに女性天皇が復活した1629年から江戸時代が終った1868年までの約240年間、必要に応じ、中継ぎ役として女性天皇を擁立することを容認していた時代になった。

<4> 皇室典範が制定された明治時代から現在までに至る近代から現代（1868年以降）

明治時代において大日本帝国憲法が制定され、立憲君主制の中で規定された旧皇室典範の制定以降、皇位継承は男系男子のみに限定された。

江戸時代に女性天皇が一度復活した事実は見逃せない。正に、現在こそが女性天皇の再復活のときだ。歴史上8名10代の方々実際にいらしたことを重く受け止め、そして、それぞれの時代の中で、重要なお役目を果たして来られたことについて敬意を持って接すれば、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」との皇室典範の規定は、明治時代以降の考え方だけを主張しているだけにすぎず、史実に反する合理的な説明のできないものであり、直ちに改めるべきである。

以上のことから、少なくとも、皇室典範は「皇位は、皇統に属する男系の男女が、これを継承する。」と早急に改め、女性天皇の即位が可能とすることが必要不可欠だ。

表 歴史上実在した 8 名 10 代の女性天皇

女性天皇名称	血縁関係	即位時の時代背景	お役目等
第 33 代推古天皇 (在位 592 年～628 年) ○初の女性天皇	父) 欽明天皇 母) 蘇我稲目の娘	崇峻天皇が当時強い権勢の蘇我馬子と対立し、蘇我氏に暗殺され、蘇我馬子に推挙されて即位。	○在位 36 年間 ○甥の聖徳太子が摂政として天皇を補佐
第 35 代皇極天皇 (在位 642 年～645 年) ○二人目の女性天皇	父) 茅渟王 母) 吉備姫 敏達天皇のひ孫 舒明天皇の皇后	蘇我蝦夷・入鹿父子の強権力の下、舒明天皇崩御後、古人大兄皇子の即位を企てるが、反蘇我派がこれに対抗し、皇極天皇が即位。	○蘇我蝦夷・入鹿親子に対抗する反蘇我派の筆頭 ○大化の改新後、弟に譲位
第 37 代齊明天皇 (在位 655 年～661 年)	重祚のため同上	孝謙天皇崩御後、中大兄皇子の奏請により再び即位。	○皇極天皇の重祚(史上初の重祚)
第 41 代持統天皇 (在位 690 年～697 年) ○三人目の女性天皇	父) 天智天皇 母) 遠智娘 天武天皇の皇后	天武天皇の崩御後、息子の草壁皇子を助けていたが 689 年に皇子が亡くなり、翌年天皇に即位。	○「大宝律令」編纂に取組み、譲位後 701 年に制定 ○壬申の乱での勝利にも大きく貢献
第 43 代元明天皇 (在位 707 年～715 年) ○四人目の女性天皇	父) 天智天皇 母) 姪娘 草壁皇子の後 文武天皇と元正天皇の母親	藤原不比等が孫の首皇子を即位させるため、「皇位継承は嫡子相続が必定」と唱え、中継ぎ役として要請された元明天皇が即位。	○天智天皇が定められた「不改常典」を実現するため、首皇子が成長するまでの中継ぎ役
第 44 代元正天皇 (在位 715 年～724 年) ○五人目の女性天皇	父) 草壁皇子 母) 元明天皇	母親から譲位され、天皇に即位。	○同上
第 46 代孝謙天皇 (在位 749 年～758 年) ○六人目の女性天皇	父) 聖武天皇 母) 光明皇后(藤原不比等の娘)	21 歳で初の女性皇太子となり、32 歳にて聖武天皇が譲位され、天皇に即位。	○聖武天皇と光明皇后の一人娘
第 48 代稱徳天皇 (在位 764 年～770 年)	重祚のため同上	上皇と対立する藤原仲麻呂が反乱を企てるが失敗に終わり、後ろ盾を失った淳仁天皇が廃され、孝謙上皇が重祚し、再び即位。	○孝謙天皇の重祚(歴史上 2 回目) ○道鏡を寵愛し、皇位継承が混乱
第 109 代明正天皇 (在位 1629 年～1643 年) ○七人目の女性天皇	父) 第 108 代後水尾天皇 母) 徳川秀忠の娘和子(東福門院)	後水尾天皇が幕府からの干渉に反発され突如譲位。二人の皇子が早世されており、内親王が即位。	○江戸時代初期に女性天皇が 860 年ぶりに復活 ○天皇家と徳川幕府との橋渡し
第 117 代後桜町天皇 (在位 1762 年～1770 年) ○八人目の女性天皇、史上、最後の女性天皇	父) 第 115 代桜町天皇 母) 関白二条吉忠の娘の二条舎子(青綺門院)	桃園天皇が崩御され、英仁親王(後の後桃園天皇)が幼少でいらしたことから、中継ぎ役として即位。	○江戸時代中期の天皇 ○即位年は今から 260 年以上も前

第3章 女系天皇

第1節 女系天皇とは

「女系天皇」とは、天皇の男女を問わず、その母親が天皇家の血筋の方で、かつ父親が他家の血筋の方の場合、その方が天皇に即位された場合の天皇のことを意味する。わかりやすく言えば、母親だけが天皇家の血筋の方をいう。初代神武天皇から現在の今上天皇まで126代の天皇が即位されたが、全員「男系天皇」（父親が天皇家の血筋の方）のため、歴史上、女系天皇は一人もいない。世界の王室では、こうした「男系」や「女系」という考えは重視されていないことから、我が国のように初代から男系の血筋が受け継がれてきているのは、大変珍しい例となっている。

歴史上8名の女性天皇がいらしたが、そのすべての方の父親が天皇又は男系皇族であった。すなわち、すべての女性天皇は、男系天皇であった。歴代の男性天皇が男系天皇であることについては、本稿では詳しく説明していないが、宮内庁の「天皇系図」を確認してほしい。すべての方々が男系天皇である。皇位は、男系継承が固く守られ、一つの系統の血筋が受け継がれているとされ、「万世一系（ばんせい いっけい）」の考え方が基本となっている。諸説あるが、神話の世界ではなく、実在した天皇は第10代崇神天皇からであるという説が有力である。仮に第10代から考えたとしても、男系継承の歴史上の重みは誰もが無視できないものであることは言うまでもない。

第2節 英国王室の例

女系天皇について、国際的な視点について論ずるために、ここで英国王室を例にあげて説明したい。

2022年9月8日、英国のエリザベス女王が96歳で亡くなった。1952年2月6日に、父親のジョージ6世がお亡くなりになったことを受け、25歳で即位され、在位は70年間と長く女王としての役目を果たされてきた。約千年の歴史がある英国王室で、歴代最長の期間である。女王は、英国国民のみならず、世界中の人々から愛された人物で「世界で知らない人がいない」と言っても過言ではないようなお方だ。例えば、誰かが「女性には王室は務まらない」といったことを主張したとすると、世界中から批判され、嘲笑され、もはや聞く必要のない歪んだ暴論であると断定しても過言でないと思料する。

エリザベス女王は、即位前の1947年、ギリシャ王室出身のエジンバラ公フィリップ氏と結婚された。日本では「フィリップ殿下」と呼ばれていた。2021年4月9日、99歳でお亡くなりになった。殿下の父親はギリシャ王子のアンドレアスという方で、母親はビクトリア女王（在位1837年～1901年）のひ孫であるアリス妃（アンドレアス王子妃）だ。したがって、英国王室にも血縁がある方で、殿下はビクトリア女王の玄孫（やしやご）にあたる。

英国王室には、日本の皇室のように「男系」「女系」という考えは一切ないので、殿下自身も英国の王位継承権がある方のお一人であった。ただし、殿下はビクトリア女王の玄孫という位置づけのため、お亡くなりになった時点でその継承順位は485位であったと言われている。甚だ失礼ながら、日本皇室のように「男系」「女系」という観点でみると、殿下の英国王室との関係は「女系」なので、日本流に言えば、英国王室家の方ではなく、他家（ギリシャ王室）の方となる。

2022年9月8日、エリザベス女王のご長男であるチャールズ皇太子が国王に就任された。チャールズ3世国王の誕生だ。世界中の人々にとって、チャールズ皇太子が国王に就任されたことは、何の違和感もなく、当然のこととして受け止められているわけであるが、ここでも、甚だ失礼ながら、日本皇室のように「男系」「女系」という観点でみると話は違ってくる。

日本の皇室では「男系」しか継承権が認められていないため、父親が必ず皇室の方でないといけないわけであるが、そのように考えると、チャールズ3世国王の場合、父親はフィリップ殿下であり、上述のとおり、殿下は、日本流に言えば英国王室家の方ではなく、他の家（ギリシャ王室）の方であるので、チャールズ3世には継承権はないということになる。

余談になるが、男系皇室の正当性を主張する専門家の中に「Yの遺伝子」という考えを述べている者がいる。性別を決定する遺伝子には「X」と「Y」があり、「XY」だと男性、「XX」だと女性になるというところに着目した主張だ。つまり、日本皇室では男系が代々守られているので、遺伝子「Y」が初代神武天皇以来、脈々と受け継がれているということを主張しているわけだ。確かに代々受け継がれてきていること自体、歴史の重みを感じる。

一方、遺伝子Yが受け継がれること自体に生物学的な特殊な意味合いは何もない。仮に「遺伝子Yが受け継がれていかないと王室や皇室の正当性が保てない。」と誰かが主張する場合、人類であれば遺伝子の話は世界共通事項であることを踏まえると、英国王室等の他の王室では日本皇室のように男系・女系という考えは一切ないので、当然、遺伝子Yは言うまでもなく受け継がれていない。視点を変えると、この遺伝子Yの主張は、英国王室などの他国の王室の正当性を暗に否定することと同じだ。他国の王室を暗に否定したりするような行為は厳に慎むべきだ。勿論、こうした主張をする方々は「私は英国王室など他国の王室の正当性を暗に否定したりするようなことは一言も言っていない！」と強く否定されると思うが、このように表裏一体の事項について都合のよい「表」の部分だけを述べ、都合の悪い「裏」部分に言及しなければ、それでよしとする話術を多用する方々が世の中には多くいるので、学術的考察の際にはこうした手法に惑わされないように十分な注意が必要だ。

第3節 皇位継承の危機（第26代継体天皇の登場）

506年、第25代武烈天皇²³が崩御されるが、朝廷内には次に皇位継承される方が誰もおらず、天皇家は断絶の危機を招く。男大迹天皇（おおどのすめらみこと、第26代継体天皇）は、57歳²⁴まで地方豪族として在野にいらしたが、突然、朝廷からの要請を受けて皇室に入り、天皇に即位された。「天皇系図」では、第15代応神天皇の5世孫に当たられ、天皇家のお血筋を引く男系男子として整理されている²⁵。有力豪族であった大伴金村（おおとものかなむら）らは有力な皇位継承者を探し、越前地方²⁶を統治していた男大迹王に天皇即位を要請し、継体天皇が誕生した²⁷。

²³ 第25代武烈天皇については『日本書紀』に「長好刑理、法令分明。日晏坐朝、幽枉必達、斷獄得情。又、頗造諸惡、不修一善。凡諸酷刑、無不親覽。國內居人、咸皆震怖。（この天皇は、刑罰を好み法令を明確にした。日が高く昇るまで朝廷に座り、冤罪を必ず明らかにし、裁判を公正に行ったが、頻りに悪事も行い、一つも善行を修めなかった。あらゆる酷刑を自ら見届け、国内の人々は皆震え上がって恐れた。）」として、その凶暴ぶりが記されている。

²⁴ 『日本書紀』に『天皇年五十七歳、八年冬十二月己亥、小泊瀬天皇崩、元無男女、可絶繼嗣。（継体天皇が57歳のとき、武烈天皇8年目の冬の12月己亥の日に天皇が崩御された。元々男女の子供がおらず、後継者が絶えることになった。）』。

²⁵ 『日本書紀』に『男大迹天皇更名彦太尊、譽田天皇五世孫、彦主人王之子也、母曰振媛。（男大迹天皇（おおどのすめらみこと）は、別名を彦太尊（ひこふとのみこと）といい、譽田天皇（応神天皇）の五世孫で、彦主人王（ひこぬしのおう）の子。母は振媛（ふるひめ）。』。ちなみに、『古事記』においても応神天皇の五世孫と記されている。

²⁶ 『日本書紀』には『高向者、越前國邑名』と記載されている。なお、『古事記』では近江国と記されている。本稿では、『日本書紀』が当時の状況を詳細に記載しているため、こちらの記述を優先し、史実を検証している。

²⁷ 『日本書紀』と『古事記』における継体天皇の記載を比較すると、上記注26の差異のほか、崩御年齢が大きく異なるなどの点が見受けられるが、本稿では、『日本書紀』が当時の状況を詳細に記載していることに加え、これら記述の違いは、女系天皇の考察に影響しないと判断し、『日本書紀』の記述を優先し、史実を検証している。

ただし、『**積日本紀**³⁶』には、推古天皇の時代に記されたとされる『**上宮記**』に記載のあった**継体天皇**に関する系譜³⁷も掲載されていることから、**継体天皇**の血統については、疑念は残るが、**応神天皇**の5世孫という位置づけを完全に否定するものではないと思料すべきだろう。

第4節 『**日本書紀**』の記載に基づく**女系天皇**に関する考察

『**日本書紀**』の記載によれば、**継体天皇**の即位後、6日後に**大伴金村**は、第24代**仁賢天皇**の娘である**手白香皇女**を皇后とすることを奏上している。

庚子、大伴大連奏請曰「臣聞、前王之宰世也、非維城之固、無以鎮其乾坤。非掖庭之親、無以繼其跌尊。是故、白髮天皇、無嗣、遣臣祖父大伴大連室屋每州安置三種白髮部（注釈：言三種者、一白髮部舍人、二白髮部供膳、三白髮部駟負也）、以留後世之名。嗟夫、可不愴歟。請、立手白香皇女、納爲皇后、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇息、允答民望。」天皇曰、可矣。

（筆者現代語訳）

二月庚子の日³⁸、大伴大連は、「臣の聞るところによれば、前王が世を治める際、城の堅固さがなければ天下を鎮めることはできず、また、掖庭の親しみがなければ後継者を繋ぐことはできません。白髮天皇（第22代清寧天皇）は後継者がいなかったため、臣の祖父である大伴大連室屋は三種の白髮部を設けました。（注釈：三種とは、一に白髮部舍人、二に白髮部供膳、三に白髮部駟負）これにより後世に名を残しました。ああ、なんと悲しいことでしょう。どうか、手白香皇女を皇后に立て、神祇伯を派遣して神々を敬い、天皇の息子を求め、民の望みに応えてください。」が奏上した。天皇は「よろしい」と答えた。

ここでは大伴金村が後継者に恵まれなかった清寧天皇を引き合いに出し、「手白香皇女を皇后に立て、神々を敬い、天皇の息子を求め、民の望みに応えてほしい。」と**継体天皇**に奏上し、天皇がこれに同意した旨が記載されている。さて見逃せない重要な点がある。それは**継体天皇**にはすでに跡継ぎがおり、現に天皇崩御後、第27代**安閑天皇**（在位：531-535年）、第28代**宣化天皇**（在位：535-539年）が順に即位されている。したがって、後継者がいなかったのも、皇后を立てて天皇の息子を求めたのではなく、「**天皇家直系のお血筋の手白香皇女**を皇后に立て、天皇の息子を求め、民の望みに応えてほしい。」と奏上し、それに天皇が同意したことが記載されている点が重要だ。

継体天皇が在野にいらしたときのお二人の跡継ぎ（**安閑・宣化両天皇**）と**手白香皇后**との間で授かった**天國排開廣庭尊**（第29代**欽明天皇**）との決定的な違いは、母親が**天皇家直系のお血筋**を引く方か、そうではないかという点だ。したがって、大和の人々は、**天皇家直系のお血筋**を引く方が後継者になることを望んでいたということがわかる。すなわち、当時、皇位継承は嫡子相続が必定とする考え方が優先して考えられていたことを証明している。

³⁶ 『**積日本紀**』は鎌倉時代に書かれた『**日本書紀**』の注釈書。著者は**卜部兼方**。全28巻。京都大学貴重資料デジタルアーカイブ『**積日本紀** 28巻』にて閲覧可能。積日本紀巻第十三、第十七「**男大迹天皇**譽田天皇五世孫彦主人王之子也母曰振媛」にて、**上宮記**曰くとして「凡牟都和希王（譽田天皇=応神天皇）→若野毛二俣王（稚野毛二派皇子）→大郎子（意富富杼王）→乎非王→汗斯王（彦主人王）→乎富等大公王（=継体天皇）」と記載されている（閲覧資料全542頁中200-203頁）

³⁷ **継体天皇**の系譜については、「**継体天皇の系譜について～積日本紀所引上宮記逸文の研究～**」**黛 弘道**（学習院大学史学会）において詳しく研究されている。

³⁸ 注釈29のとおり、この前のフレーズに「二月辛卯朔甲午」とあり、**継体天皇**が天皇に即位した日は、二月の辛卯の日が朔日（ついたち）であり、その後の甲午の日と記載されていることから、2月4日。庚子の日は、その6日後の2月10日。

引き続き、『日本書紀』の記載を確認すると、三月の出来事について以下のように記述されている。

三月庚申朔、詔曰「神祇不可乏主、宇宙不可無君。天生黎庶、樹以元首、使司助養、令全性命。大連、憂朕無息、被誠款以國家、世々盡忠、豈唯朕日歟。宜備禮儀奉迎手白香皇女。」甲子、立皇后手白香皇女、修教于内、遂生一男、是爲天國排開廣庭尊。開、此云波羅企。是嫡子而幼年、於二兄治後、有其天下。二兄者、廣國排武金日尊與武小廣國押盾尊也、見下文。

(筆者現代語訳)

三月庚申朔の日³⁹、天皇は詔を發した。「神々には主を欠くことができず、宇宙にも君主が欠かせない。天は民を生み、元首を立てて司るようにし、性命を全うさせる。大連は、朕の不安を思いやり、誠意を尽くして国家のために努め、その忠誠は代々続いてきた。それは朕一代に限ったことではない。礼儀を整え、手白香皇女を奉迎するように。」と。甲子の日、手白香皇女を皇后に立て、宮中で教えを修め、のちに一男をもうけた。これが天國排開廣庭尊（あめくにおしはらきひろにわのみこと、欽明天皇）だ。（注釈：「開」は「波羅企（はらき）」ともいう。）この男子は嫡子であるが幼少であったが、二人の兄の治世の後に天下を治めた。（注釈：二人の兄とは、廣國排武金日尊（ひろくにおしはらきかねひのみこと、安閑天皇）と武小廣國押盾尊（たけこひろくにおしたてのみこと、宣化天皇））。

天皇と皇后の息子なので、当然「嫡子」と表現されている訳であると解する方もいるかもしれないが、『日本書紀』の文脈の中で、その正当性の理由は、「皇后の立場にいる女性の子息だから」ではなく、「天皇家直系の血筋を受け継ぐ手白香皇后の子息だから」というところが強調されている。したがって、欽明天皇は、形式的には、男系天皇であるが、人々が正当な天皇だと考えた理由に基づけば、女系天皇であったと断言できる。

繼体天皇が応神天皇の5世孫ということで、ご本人及びお二人のご子息たち（安閑天皇と宣化天皇）は、男系男子の条件を満たしていた。しかし、上述のとおり『日本書紀』に記載された内容を精査すると、明らかに正当な後継ぎは「欽明天皇」と述べており、その理由は、欽明天皇が天皇家直系のお血筋を引く方であるという理由が重視された結果である。したがって、大和の人々の心情として重要なことは、男系男子という観点ではなく、天皇家直系のお血筋を引く方であるという点であった。天皇家直系のお血筋を引いているか否かが優先されたのだ。

水野祐氏の「王朝交代論」によれば、繼体天皇が異なる血統で、新王朝の始祖としているが、仮に、彼が唱えるとおりの異なる血統であったとしても、欽明天皇が「女系天皇」であることを認めれば、そこには何ら血統の分断はなく、506年、第25代武烈天皇の崩御後、空白の時代を迎えるが、539年、女系天皇である欽明天皇が即位され、天皇家直系のお血筋は見事に受け継がれたと考えることが可能である。歴史上、初の女系天皇は、このときすでに誕生していた。

明治時代に皇室典範が定められ、「皇室は男子承継が必須」との教えが徹底され、現在でもなおそれがいまだに色濃く残るため、女性天皇や女系天皇に対する否定的な考えの人々は、依然として多数いるが、皇室の歴史をたどると、「女性天皇は、8名10代の方々方が実在した」ことが明らかであることからこれが否定される理由は何もない。さらに、「欽明天皇は女系天皇としての色彩が強い方」、あるいは、一部の歴史学者が唱えるとおりの、繼体天皇のお血筋が天皇家の方ではない場合には、「欽明天皇は確実に女系天皇であった」と断言することができる。

³⁹ 三月庚申朔の日は、三月の庚申の日が朔日と記載されていることから3月1日。

第5節 政府見解に基づく女系天皇に関する考察

第164回国会・衆議院予算委員会（平成18年1月27日）において、高市早苗委員からの質問を受け、当時の安倍晋三内閣官房長官は、現行憲法での定めと現行の皇室典範での決まりについて説明をさせていただくとして、以下のように答弁している⁴⁰。

まず、憲法に関しては「憲法においては、憲法第二条に規定する世襲は、天皇の血統につながる者のみが皇位を継承するということと解され、男系、女系、両方がこの憲法においては含まれるわけであり、すなわち、「男系、女系、両方がこの憲法においては含まれる」ことから、女性天皇だけでなく、女系天皇であっても憲法上何ら問題はないと明言している。

次に、皇室典範については、次のように説明している。「皇室典範第一条が皇位継承資格を男系男子に限定していることについては、現行の皇室典範制定時の議論を見てみますと、また、特に国会での議論を見てみますと、過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意思に沿うと考えられること、そして、女性天皇を可能にした場合には、皇位継承順位など慎重な検討を要する困難な問題があり、なお研究を要すること、そしてもう一点は、男性の皇位継承資格者が十分に存在していること、大体この三つが当時の国会での論点でございました。そして一方、今委員から、百二十五代男系で継承されている、その重みについてどう考えるかという御指摘がございました。」ここで、皇室典範に関する答弁内容について、一つずつ考察すると以下のとおり。

<1>過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意思に沿うと考えられること →多様な考え方が進む、現代社会において、本当に男系による皇位継承が国民の総意なのかは、国民的議論を経て、確かめればわかることだ。

<2>女性天皇を可能にした場合には、皇位継承順位など慎重な検討を要する困難な問題があり、なお研究を要すること →例えば、女性天皇を可能にした場合、継承順位は、①愛子さま、②秋篠宮さま、③佳子さま、④悠仁さま、⑤常陸宮さまとなる。研究など不要である。

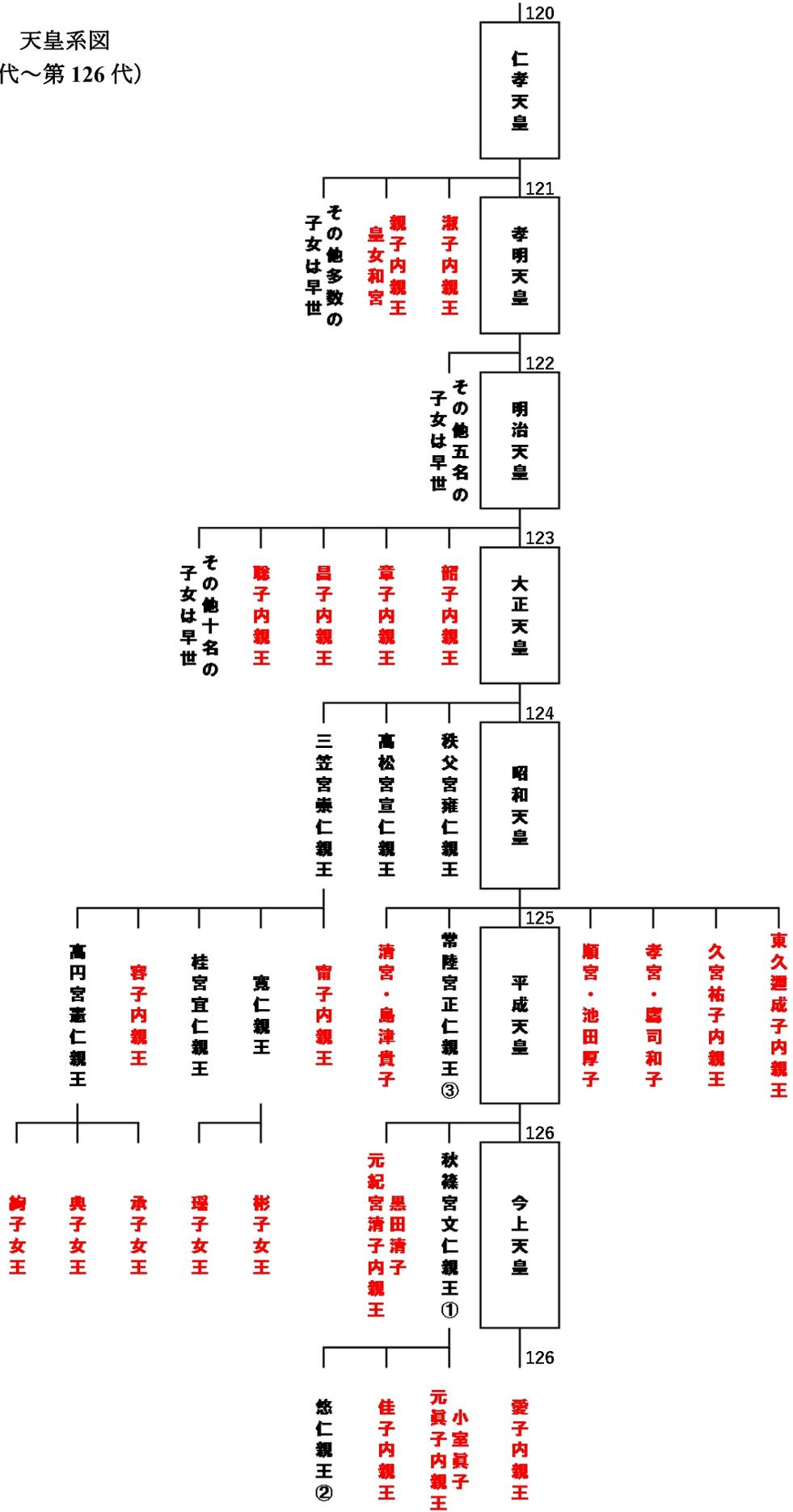
<3>男性の皇位継承資格者が十分に存在していること →皇位継承権については、第一位・秋篠宮皇嗣殿下、第二位・悠仁親王殿下、第三位・常陸宮正仁親王殿下の3名の方々であるが、年齢を考慮すると、将来的には、悠仁親王さまお一人となる。かつては、一夫多妻制のもと、天皇家においても、現在と比べると男子の子宝に恵まれる機会は圧倒的に大きかったわけであるが、現代社会においては、そのような一夫多妻制が認められることは絶対にありえないので、代々必ず子宝に恵まれ、男子のみが皇位を脈々と継承するという考えは成り立たないと思料する。次頁の「図6 天皇系図(第120代～第126代)」は、筆者が各種資料を参照し、独自に作成したものであるが、ご覧いただければ一目瞭然である。皇位継承についてリスクが高まっている。継体天皇のように5世孫などの遠縁の方も誰もいらっしやらない。誠に申し上げにくいことではあるが、将来、悠仁親王さまに男子のお子様がいらっしやらないと後継ぐ方は誰もいない。「男系男子に限る」などと悠長なことを言っていると断絶の危機も迫っていることを直視すべきときだ。

<4>百二十五代男系で継承されている、その重みについてどう考えるか

→上述のとおり、歴史上、初の女系天皇として、第29代欽明天皇がいらしたことから、何ら問題はない。むしろ、歴史から学ぶべきだ。

⁴⁰（出典）国会会議録検索システム「第164回国会 衆議院予算委員会 第3号 平成18年1月27日」。関係箇所抜粋を本稿最後に【参考資料】として添付した。

図6 天皇系図
(第120代～第126代)



まとめ（「結論」）

明治時代に入り、大日本帝国憲法が定められた際に、旧皇室典範が制定され「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定められた。明治から第2次世界大戦で敗戦するまでの間、天皇は立憲君主制の頂点に立ち、国を統率する方という位置づけであったことなどが重視された結果であると考えられる。

政府見解を見ると、憲法に関しては「憲法においては、憲法第二条に規定する世襲は、天皇の血統につながる者のみが皇位を継承するということと解され、男系、女系、両方がこの憲法においては含まれるわけであります。」と明確に答弁し、「女性天皇」だけでなく、「女系天皇」であっても憲法上何ら問題はないと明言している。

女性天皇については、歴史上8名10代の方々が実際にいらしたことを重く受け止め、それぞれの時代の中で、重要なお役目を果たして来られたことに敬意を持って接すれば、現在の皇室典範での「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」との規定は、史実に反し、合理的説明のできないものであることから、直ちに改める必要がある。皇室典範を「皇位は、皇統に属する男系の男女が、これを継承する。」と改めればよいだけだ。

女系天皇については、正直なところ慎重な意見も多いかもしれず、国民の総意を得るまでには、まだまだ、国民的議論が必要である。しかしながら、今後の皇位継承を安定させるには、一定のスピード感をもって臨む必要がある。なぜならば、現在、皇室を守っておられる方々は限られている。特に「女性皇族におかれてはご成婚後には民間に出てください。」といった考えを続けていくと、皇室の安定した将来が見通せなくなってしまう。

傍系であっても男系男子のお血筋の方を民間から発見しお連れすれば、天皇家は永遠に守られ、国民にいつでも受け入れられると勘違いしているならば、その考えを改めるべきである。皇位継承については、天智天皇が定められた「不改常典」に基づき「皇位継承は嫡子相続が必定」であることは、史実が証明している。また、現在は、継体天皇が擁立された時代よりも皇位継承についてはさらに厳しい状況にあることを直視すべきだ。現在、継体天皇のような男系男子の遠縁のお血筋の方は、明治天皇の父親の孝明天皇までさかのぼってもいらっしゃらない。さらに系図を次々にさかのぼると誰かいらっしゃるかもしれないが、そうした方をお連れしても、国民から「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」として受け入れられるものではない。歴史の事実がそれを物語っている。

皇位は、男系継承が固く守られ、一つの系統の血筋が受け継がれているとされており、「万世一系」の考え方を基本とし、男系継承の歴史上の重みは誰もが無視できないものであることは言うまでもない。しかしながら、将来、皇位継承断絶の危機を招くリスクが避けられないのであれば、改めて史実を直視し、歴史上「女系天皇」にあたる方もいらっしゃったことを踏まえると、躊躇する必要はどこにもない。

最後に、繰り返しにはなるが、日本国憲法第一条〔天皇の地位と主権在民〕において「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定められていることに鑑み、私たち国民ひとり一人が皇位継承の問題に関心を持って、「国民の総意」は何かを真剣に考えることが最も重要であると申し上げて、本研究を締めくくりたい。

【 参考文献 】

- 「天皇系図」（宮内庁）（<https://www.kunaicho.go.jp/about/kosei/keizu.html>）
- 「18・19世紀における女性天皇・女系天皇論」大川 真（中央大学）2020年
- 「女性天皇と女系天皇」神部 龍章（神部龍章の部屋）（<https://ryusho-kanbe.com/>）
- 『日本書紀』（seisaku.bz）「日本書紀、全文検索」（https://www.seisaku.bz/shoki_index.html）
- 『古事記』（seisaku.bz）「古事記、全文検索」（https://www.seisaku.bz/kojiki_index.html）
- 「日本古代王朝史論序説」（増訂版）水野祐（小宮山書店）1954年2版
- 「継体天皇の系譜について～積日本紀所引上宮記逸文の研究～」黛 弘道（学習院大学史学会）
- 『積日本紀28巻』京都大学貴重資料デジタルアーカイブ
（[積日本紀 28巻](#) | [京都大学貴重資料デジタルアーカイブ](#)）
- 「第164回国会衆議院予算委員会第3号平成18年1月27日」（国会会議録検索システム）
（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>）

【 参考資料 】

第 164 回国会 衆議院予算委員会 第 3 号 平成 18 年 1 月 27 日

(出典) 国会会議録検索システム

(注) 資料中、「高市委員」は高市早苗委員、「安倍国務大臣」は安倍晋三内閣官房長官。

○高市委員 与謝野大臣、ありがとうございます。私から大臣への質問は以上でございます。

次に、皇室典範の話をしてみたいと思うんですけども、安倍官房長官をお願いいたします。

二日ほど前でしたか、内閣府の方から、今国会に提出されるかもしれない皇室典範一部改正のための法律案の概要、本当に骨子だけなんですけれども、御説明いただきました。それによりますと、現在は「皇統に属する男系の男子」ということで限定されております皇位継承につきまして、女性天皇を容認、それから女系天皇容認、長子優先といったことに加えまして、皇族女子は婚姻後も皇室にとどまるといった内容のものでございました。

これは、そういうことになりますと皇室予算の変更も伴うわけなんですけれども、まだ詳細がわかりませんので、きょうは、安倍官房長官の基本的な皇室観のようなものを簡単に伺いたいと思っております。

私自身は女性天皇には反対はいたしませんけれども、もしこれから議論の時間をゆっくりとれるのであれば、女系天皇それから長子優先という項目については、もう少し慎重に検討もしていただきたいし、党内でも議論を深めたいな、こう希望しているものでございます。

とても恐れ多い例えなんですございますが、仮に愛子様天皇に即位されたら、この場合、男系の女性天皇ということになります。そして、愛様が仮に山本さんという皇族以外の方と結婚をされまして、第一子に女子の、仮にですが、友子様という方が誕生されたといいたします。そして、その友様が天皇に即位されたら、ここで初めて女系の女性天皇ということになるわけでございます。この友子天皇陛下の男系の祖先というのは山本家になります。女系の祖先というのは小和田家ということになります。今回の法改正によりまして、二代目で天皇陛下直系の祖先は女系も男系も両方民間人になるという可能性がございます。

また、いろいろ外で発表されている論文ですけれども、男親から男の子供、つまり男系男子に限って正確に受け継がれてきた初代天皇の Y 染色体というものはそこで途絶をしている、こういう状況になるんですね。

私は、男系の血統が百二十五代続いた万世一系という皇室の伝統、この伝統も恐らく天皇の権威というものの前提であったらと、こう感じているんですけども、官房長官は、この皇位が古代より百二十五代にわたって一貫して男系で継承され続けてきたことの持つ意味、それから、皇室典範一条が男系男子による皇位継承を定めている理由、これは何だったとお考えでしょうか。

○安倍国務大臣 まず初めに、現行憲法での定めと現行の皇室典範での決まりについて御説明をさせていただきます。

憲法においては、憲法第二条に規定する世襲は、天皇の血統につながる者のみが皇位を継承することと解され、男系、女系、両方がこの憲法においては含まれるわけであります。

一方、皇室典範第一条が皇位継承資格を男系男子に限定していることについては、現行の皇室典範制定時の議論をみますと、また、特に国会での議論をみますと、過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意思に沿うと考えられること、そして、女性天皇を可能にした場合には、皇位継承順位など慎重な検討を要する困難な問題があり、なお研究を要すること、そしてもう一点は、男性の皇位継承資格者が十分に存在していること、大体この三つが当時の国会での論点でございました。

そして一方、今委員から、百二十五代男系で継承されている、その重みについてどう考えるかという御指摘がございました。

これまでの男系継承の意義についてはさまざまな考え方があります。これは、学問的な知見や個人の歴史観、国家観にかかわるものでございまして、私も官房長官として政府を代表する立場でございまして、特定の立場に立つことは差し控えさせていただきたい、このように考えておりますが、いずれにいたしましても、政府としては、男系継承が古来例外なく維持されてきたことを認識し、その事の重みを受けとめつつ、皇位継承制度のあり方を検討すべきものである、このように考えております。

○高市委員 この法改正の根っこ、根っこといいますかたたき台になりましたのは、昨年十一月下旬に有識者会議の報告書が提出された、この内容に沿ってということなんだろうと思います。ただ、まだ多くの国会議員はこの報告書自体を入手しておられないんじゃないかと思えます。私も最近ちょうどいいたしまして拝読いたしました。それから、まだ国民の皆様の理解も進んでいない状況だと思います。

また、その女系天皇というものが即位される可能性というのは、現在の皇太子殿下が男系男子の天皇として即位されて、現在四歳の愛子様を男系女子の天皇になられた後、さらに数十年先に即位されるかもしれない天皇陛下のことであると思えますので、私は、この女系の問題、また長子優先ということに関しましても、まだ十分に検討の時間はあるんじゃないかを感じるんですけども、なぜ、今国会に急いで提出されようとしているんでしょうか。

○安倍国務大臣 皇位継承につきましては、国家の基本にかかわる事項であります。天皇が内閣の助言と承認のもとに内閣総理大臣や最高裁長官の任命、国会の召集など重要な役割を担う以上、どのような事態が生じても安定的に皇位が継承されていく制度でなければならない、このように考えています。その意味で、皇太子殿下の次の世代に皇位継承資格者が不在であるという不安定な状態は早期に解消される必要がある、このように政府として考えているわけであります。

女性皇族が婚姻により皇族を離れる現行制度のままでは今後皇室の規模が急速に縮小することが予想されることや、将来の皇位継承者にはそれにふさわしい御養育を行う、いわゆる帝王学でございしますが、を行う必要があることも考えれば、皇位継承制度の改正は緊急の課題であるというふうに考えております。

このような認識に立って、議員各位及び国民の皆様の理解を賜りながら、今国会に法案を提出していく考えでございまして。

○高市委員 ありがとうございます。

きょうはまだ法律案そのものが提出されていない状況ですので、官房長官の基本的なお考え方、政府を代表してのお考え方を拝聴するという趣旨ではございますが、ただ、まだ現在、四十代の皇位継承者、それもお一方ではございません、おられる中で、どうでしょう、今国会で非常に重要な問題が山積している中で慌ててこれを提出される必要があるのか。とても大切な、私たち日本人にとって祖先が守り続けてきた非常に大切な伝統、これをどう変えるか、また、守るべき伝統は何で、変えるべき伝統は何なのか、こういう議論も深めたいと思えますので、できましたら今国会ではない方がありがたいな、十分な時間、議論の機会をいただきたい、このように希望をいたしております。

官房長官への質問は以上でございまして。ありがとうございました。

(以上)